令和5年第5回(12月)

川口市議会定例会

一 般 議 案

令和5年第5回(12月)川口市議会定例会議案目次(一般議案)

議案第110号	川口市支所設置条例の一部を改正する条例	1
議案第111号	川口市行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例…	2
議案第112号	川口市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定め	
	る条例	4
議案第113号	川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条	
	例の一部を改正する条例1	2
議案第114号	川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例1	3
議案第115号	川口市立文化財センター設置及び管理条例の一部を改正する	
	条例	6
議案第116号	川口市都市公園条例の一部を改正する条例1	7
議案第117号	川口市道路河川占用料条例の一部を改正する条例2	1
議案第118号	川口市ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例	
	の一部を改正する条例2	6
議案第119号	工事委託契約の締結について(東北本線蕨・南浦和間芝陸橋	
	改修工事委託(第2期))3	1
議案第120号	工事請負契約の締結について(仮称西川口・横曽根公民館・	
	横曽根図書館改築工事のうち電気工事)3	2
議案第121号	工事請負契約の締結について(仮称西川口・横曽根公民館・	
	横曽根図書館改築工事のうち設備工事)3	3
議案第122号	工事請負契約の締結について(北スポーツセンター及び神根	
	西公民館ほか解体工事)3	4
議案第123号	財産の交換について3	5
議案第124号	財産の取得について (GIGAスクール端末)3	6
	訴えの提起について(支払督促の申立て) 3	
	訴えの提起について(支払督促の申立て)3	
議案第127号	訴えの提起について(支払督促の申立て)4	1
議案第128号	訴えの提起について(支払督促の申立て)	3

議案第129号	訴えの提起について(支払督促の申立て)45
議案第130号	訴えの提起について (支払督促の申立て)47
議案第131号	公の施設の指定管理者の指定について(川口市老人福祉セン
	ター仲町たたら荘)48
議案第132号	公の施設の指定管理者の指定について(川口市立映像・情報
	メディアセンター)49
議案第133号	公の施設の指定管理者の指定について(川口市立体育武道セ
	ンターほか1施設)50
議案第134号	公の施設の指定管理者の指定について(三ツ和公園ほか16
	公園)
議案第135号	公の施設の指定管理者の指定について(赤山歴史自然公園)…53
議案第136号	市道路線の認定について(神根第213-2号線)54
議案第137号	市道路線の認定について(神根第784号線)55
議案第138号	市道路線の認定について(安行第175-3号線ほか1路線)…56
議案第139号	市道路線の認定について(安行第189-1号線) 57
議案第140号	市道路線の廃止について(神根第209号線ほか4路線)58
議案第141号	人権擁護委員の候補者の推薦について60
議案第142号	人権擁護委員の候補者の推薦について61
議案第143号	人権擁護委員の候補者の推薦について62

議案第110号

川口市支所設置条例の一部を改正する条例

川口市支所設置条例(昭和22年告示第40号)の一部を次のように改正する。 第2条の表戸塚支所の項名称の欄中「戸塚支所」を「東川口駅前行政センター」 に改め、同項位置の欄中「川口市戸塚3丁目11番1号」を「川口市戸塚2丁目1 番1号」に改める。

附則

この条例は、令和6年5月7日から施行する。

令和5年11月30日提出

議案第111号

川口市行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例

川口市行政財産の使用料に関する条例(昭和39年条例第48号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表 (第4条関係)

	使用の種類	単位	使用料
電柱の	3条以下の電線を支持するもの	1本	2,700
類 類	4条又は5条の電線を支持するもの		4, 100
	6条以上の電線を支持するもの		5, 600
電話	3条以下の電線を支持するもの	1本	2, 400
柱の	4条又は5条の電線を支持するもの		3, 900
類	6条以上の電線を支持するもの		5, 300
その	つ他の柱類	1本	2 4 0
電線	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	2 4
豚の類	地下に設ける電線その他の線類		1 4
変圧	地上に設けるもの	1個	2, 400
器	地下に設けるもの	使用面積1平方メートル	1, 400
変圧話別	E塔その他これに類するもの及び公衆電 f	1個	4, 800
郵便	更差出箱及び信書便差出箱	1個	2, 000
広告	5塔	表示面積1平方メートル	10,200
地下	外径が0.07メートル未満のもの	管長1メートル	1 0 0
下埋設管	外径が 0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		1 4 0
1 地上	外径が 0. 1メートル以上 0. 15メートル未満のもの		2 2 0
• 地上施設	外径が 0. 15メートル以上 0. 2メ ートル未満のもの		2 9 0

管			
B	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		4 3 0
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		5 8 0
	外径が 0. 4メートル以上 0. 7メートル未満のもの		1, 000
	外径が 0. 7メートル以上 1メートル 未満のもの		1, 400
	外径が1メートル以上のもの		2, 900
その	の他の工作物	使用面積1平方メートル	4, 800

別表備考第4号を次のように改める。

4 使用面積若しくは表示面積若しくは長さが 0.01平方メートル若しくは 0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに 0.01平方メートル若しくは 0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の川口市行政財産の使用料に関する条例の規定は、使用 の許可の期間の初日がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後であ る使用に係る使用料について適用し、使用の許可の期間の初日が施行日前である 使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和5年11月30日提出

議案第112号

川口市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (趣旨)

- 第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。
 -)第65条第1項の規定に基づき、女性自立支援施設(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第12条第1項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、女性の人権に関する高い識見及び専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。

(基準と女性自立支援施設)

第3条 女性自立支援施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及 び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第4条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

- 第5条 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画(以下「非常災害計画」という。) を策定しなければならない。
- 2 女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第6条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援 施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自 立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項 の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(苦情への対応)

- 第7条 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 2 女性自立支援施設は、その行った支援に関し、市長から指導又は助言を受けた 場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 女性自立支援施設は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85 条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第8条 女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する 帳簿を整備しなければならない。

(職員配置の基準)

- 第9条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する女性自立支援施設にあっては、第3号に掲げる職員を置かないことができる。
 - (1) 施設長(女性自立支援施設の長をいう。以下同じ。) 1
 - (2) 入所者の自立支援(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条 第1項に規定する自立支援をいう。以下同じ。)を行う職員 2以上
 - (3) 栄養士又は調理員 1以上
 - (4) 看護師又は心理療法担当職員 1以上
 - (5) 事務員 1以上

- (6) 前各号に掲げるもののほか、女性自立支援施設の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数
- 2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

(施設長の資格要件)

- 第10条 施設長は、女性自立支援施設を運営するに当たって女性の人権に関する 高い識見及び専門性を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなけれ ばならない。
 - (1) 社会福祉主事の資格を有する者又は法第2条第1項に規定する社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第2条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。以下同じ。)への支援に関する活動に3年以上従事した者であること。
 - (2) 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。
 - (3) 心身ともに健全な者であること。

(設備の基準)

- 第11条 女性自立支援施設の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。同項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。)としなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を 有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建て の女性自立支援施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されてい ると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
 - (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されてお

- り、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 女性自立支援施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。
 - (1) 事務室
 - (2) 相談室
 - (3) 宿直室
 - (4) 居室
 - (5) 集会室兼談話室
 - (6) 静養室
 - (7) 医務室
 - (8) 作業室
 - (9) 食堂
 - (10) 調理室
 - (11) 洗面所
 - (12) 浴室
 - (13) 便所
 - (14) 洗濯室
 - (15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
- 4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 居室
 - ア 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね9.9平方メートル以上とすること。
 - イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - ウ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、入所者の身の回り品を 各人別に収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設け

る場合には、寝具を収納するための設備を設けることを要しない。

- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- (3) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。
- (4) 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔に保つために必要な措置を講ずること。
- 5 前各項に規定するもののほか、女性自立支援施設の設備の基準は、次に定めるところによる。
 - (1) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - (2) 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(秘密保持等)

- 第12条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入 所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 女性自立支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り 得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(居室の入所定員)

- 第13条 1の居室の定員は、1人とする。
- 2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、 入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわら ず、1の居室の定員を2人以上とすることができる。

(自立支援等)

- 第14条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康の回復及び生活(就労及び就学を含む。)に関する支援等を行わなければならない。
- 2 女性自立支援施設は、入所者の個人としての尊厳を保ち、心身の状況並びに本 人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、当該女性自立支援 施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。
- 3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、

各入所者ごとに個別支援のための計画を作成しなければならない。

(食事の提供)

- 第15条 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 (業務継続計画の策定等)
- 第16条 女性自立支援施設は、感染症及び非常災害が発生した場合において、入 所者に対する支援を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るた めの計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い 必要な措置を講じなければならない。
- 2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、 必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業 務継続計画の変更を行うものとする。
- 4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

(保健衛生)

- 第17条 女性自立支援施設は、入所者については、毎年2回以上定期に健康診断 を行わなければならない。
- 2 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清 潔を保たなければならない。
- 3 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水 について、衛生的に管理するよう努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、 医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。
- 4 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

- 第18条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準(令和5年厚生労働省令第36号) 第18条に規定する厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。
 - (1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。
 - (2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
 - (3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
 - (4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(関係機関との連携)

第19条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員及び困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所(法に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設、保健所、医療機関、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第2条に規定する職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、総合法律支援法(平成16年法律第74号)第13条に規定する日本司法支援センター、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条に規定する配偶者暴力相談支援センター、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

(電磁的記録)

第20条 女性自立支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載され

た紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、 又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電 子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で 作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(川口市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)

2 川口市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年条 例第39号)は、廃止する。

(施設長の資格要件に関する基準に係る経過措置)

3 この条例の施行の際現に女性自立支援施設(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律附則第8条第3項の規定の適用を受けるものに限る。以下「みなし女性自立支援施設」という。)の長に任用されている者の資格要件については、その者が引き続き当該みなし女性自立支援施設の長に任用されている間、前項の規定による廃止前の川口市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(次項において「旧婦人保護施設設備運営基準条例」という。)第9条に規定する基準を満たすことをもって、第10条に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(居室の面積及び入所定員に関する基準に係る経過措置)

4 みなし女性自立支援施設における居室の床面積及び入所定員に関する基準については、第11条第4項第1号ア及び第13条の規定にかかわらず、当分の間、旧婦人保護施設設備運営基準条例第10条第4項第1号ア及び第11条に規定する基準によることができる。ただし、当該みなし女性自立支援施設が増築され、又は改築された場合は、この限りでない。

令和5年11月30日提出

議案第113号

川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例

川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成29年条例 第58号)の一部を次のように改正する。

第26条中「内閣総理大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第32条中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

第37条中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第26条及び第37条の 改正規定は、公布の日から施行する。

令和5年11月30日提出

議案第114号

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

川口市国民健康保険税条例(昭和29年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第22条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項第1号に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額した世帯にあっては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を、当該出産被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額のうち当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に規定する場合には、出産の日)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)に係るものとして減額して得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険 者につき第3条の規定により算定した所得割額に12分の1を乗じて得た額に、 当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した所得割額に12分の1を 乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月 数を乗じて得た額
 - (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均 等割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した被保険者均等割

額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当 該年度に属する月数を乗じて得た額

- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産 被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額に12分の1を乗じて得 た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じ て得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額に12 分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に 属する月数を乗じて得た額

第23条中「第25条」を「第26条第1項」に改める。

第29条を第30条とする。

第28条の前の見出しを削り、同条を第29条とし、同条の前に見出しとして「 (その他)」を付し、第27条を第28条とし、第26条を第27条とする。

第25条第2項中「雇用保険受給資格者証(」を削り、「ものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「雇用保険受給資格者証又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」に改め、同条を第26条とし、第24条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

- 第25条 国民健康保険税の納税義務者は、当該納税義務者の世帯に出産被保険者 が属する場合には、規則で定めるところにより、当該出産被保険者の氏名その他 の規則で定める事項を市長に届け出なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、規則で定める場合には、同項の規定による 届出を省略させることができる。

附則第15項中「第26条第1項第3号」を「第27条第1項第3号」に改める。 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の川口市国民健康保険税条例第22条第3項の規定は、 令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令 和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健 康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国 民健康保険税については、なお従前の例による。

令和5年11月30日提出

議案第115号

川口市立文化財センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市立文化財センター設置及び管理条例(平成18年条例第30号)の一部を 次のように改正する。

第2条の表川口市立文化財センターの項中「川口市本町1丁目17番1号」を「 川口市鳩ヶ谷本町2丁目1番22号」に改める。

第3条第2項の表郷土資料館の項を削る。

第9条中「、旧田中家住宅又は郷土資料館」を「又は旧田中家住宅」に改める。 別表第1郷土資料館の項を削る。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月30日提出

議案第116号

川口市都市公園条例の一部を改正する条例

川口市都市公園条例(昭和53年条例第45号)の一部を次のように改正する。 目次中「第38条」を「第39条」に、「第39条」を「第40条」に改める。 第22条第4項中「第1項又は」を「同項又は」に改める。

第39条を第40条とする。

第3章中第38条を第39条とする。

第37条中「(昭和22年法律第67号)」を削り、同条を第38条とし、第36条を第37条とし、第35条を第36条とし、第34条を第35条とし、第33条の次に次の1条を加える。

(延滞金)

- 第34条 使用料を納期限までに納付しない者がある場合において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項の規定による督促をしたときは、 延滞金を徴収する。
- 2 前項の規定による延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ滞納額に年14.5パーセントの割合を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、前項に規定する延滞金の割合は、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年14.5パーセントの割合)とする。
- 4 市長は、使用料を納付する義務を負う者が納期限までに使用料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前2項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。

別表第4の1占用の許可を受けた者の使用料の表中備考以外の部分を次のように 改める。

1 占用の許可を受けた者の使用料

占用の種別		単位		金額	付記
		数量	期間		
電柱の類	3条以下の電線を 支持するもの	1本	1年	2,700	
	4条又は5条の電 線を支持するもの			4, 100	
	6条以上の電線を 支持するもの			5, 600	
その他の柱類	質	1本	1年	2 4 0	支柱及び支線は、 それぞれ1本と する。
電線の類	共架電線その他上 空に設ける線類	1メートル	1年	2 4	
	地下に設ける電線 その他の線類			1 4	
地上に設ける	る変圧器	1個	1年	2, 400	
地下に設ける	る変圧器	1平方メートル	1年	1, 400	
鉄塔		1平方メートル	1年	4, 800	
変圧塔		1個	1年	4, 800	
公衆電話所		1個	1年	4, 800	
郵便差出箱		1個	1年	2, 000	
地下埋設管	外径が0.07メ ートル未満	1メートル	1年	100	
	外径が 0.07メ ートル以上 0.1 メートル未満			1 4 0	
	外径が 0. 1メートル以上 0. 15メートル未満			2 2 0	
	外径が 0. 15メ ートル以上 0. 2 メートル未満			290	
	外径が 0.2メートル以上 0.3メートル未満			4 3 0	
	外径が0.3メー			5 8 0	

	トル以上0.4メ ートル未満				
	外径が 0. 4メートル以上 0. 7メートル未満			1, 000	
	外径が 0. 7メートル以上 1メートル未満			1, 400	
	外径が1メートル 以上			2, 900	
標識		1本	1年	3, 900	
一時材料置場		1平方メー トル	1月	1,000	
工事用仮囲、足場、詰所その他 これらに類する仮設工作物		1平方メー トル	1月	1,000	
競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物		1平方メー トル	1日	2 3	
太陽電池発電施設、燃料電池発 電施設、蓄電池及び熱供給施設		1平方メートル	1年	4, 800	
その他法又は政令で定める物件 又は工作物		1平方メートル	1年	4 4 5	

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
 - (使用料に関する経過措置)
- 2 令和6年度に限り、既占用物件についてのこの条例による改正後の川口市都市公園条例(以下「新条例」という。)別表第4の1占用の許可を受けた者の使用料の表金額の欄に定める金額は、当該既占用物件の種別に応じ、同欄に定める金額が、この条例による改正前の川口市都市公園条例別表第4の1占用の許可を受けた者の使用料の表金額の欄に定める金額に1.2を乗じて得た額を超えるときは、当該額(当該額が100円未満である場合に1円未満の端数があるとき、及び当該額が100円以上である場合に10円未満の端数があるときは、これらを切り捨てる。)とする。
- 3 前項に規定する既占用物件とは、次に掲げる占用に係る物件をいう。

- (1) この条例の施行の際現に都市公園法(昭和31年法律第79号)第6条第1項又は第3項に規定する許可(以下「占用許可」という。)を受けてしている占用で当該占用許可に係る占用の期間の初日がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前であるもの(当該占用許可に係る占用の期間が1年以上のものに限る。)
- (2) 施行日の前日を占用許可に係る占用の期間の末日とする占用許可(以下「前占用許可」という。)に引き続く施行日を占用許可の期間の初日とする同様の占用許可を受けてする占用(当該占用許可に係る占用の期間及び前占用許可に係る占用の期間の合計が1年以上となるものに限る。)

(延滞金に関する経過措置)

4 新条例第34条の規定は、施行日以後に納期限の到来する使用料について適用する。

令和5年11月30日提出

議案第117号

川口市道路河川占用料条例の一部を改正する条例

川口市道路河川占用料条例(昭和33年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「、納入通知書により」を削り、「当該納入通知書に定める日」を「市長が指定する日(以下「納期限」という。)」に改め、同項ただし書中「期間が」の次に「1年以上で、かつ、」を加える。

第7条を削る。

第8条第1項中「法第73条第1項」を「占用料を納期限までに納付しない者がある場合において、法第73条第1項」に、「により督促した」を「による督促をした」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「納入」を「納付」に、「ときは」を「ときは、」に、「を徴収する」を「とする」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、前項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合は、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合)とする。
- 4 市長は、占用料を納付する義務を負う者が納期限までに占用料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前2項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。

第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第3条関係)

占用の種類		単位	占用料
法第32条第	第1種電柱	1本につき1年	2, 700
1項第1号に 掲げる工作物	第2種電柱		4, 100

1	1	1	l
	第3種電柱		5, 600
	第1種電話柱		2, 400
	第2種電話柱		3, 900
	第3種電話柱		5, 300
	その他の柱類		2 4 0
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルに つき1年	2 4
	地下に設ける電線その他の線類	7614	1 4
	地上に設ける変圧器	1個につき1年	2, 400
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ ートルにつき1年	1, 400
	変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所	1個につき1年	4,800
	郵便差出箱		2,000
	広告塔	表示面積1平方メ ートルにつき1年	10, 200
	その他のもの	占用面積1平方メ ートルにつき1年	4, 800
法第32条第1項第2号に	外径が 0.07メートル未満のも の	長さ1メートルに つき1年	100
掲げる物件	外径が 0.07メートル以上 0. 1メートル未満のもの		1 4 0
	外径が 0. 1メートル以上 0. 1 5メートル未満のもの		2 2 0
	外径が 0. 15メートル以上 0. 2メートル未満のもの		290
	外径が 0. 2メートル以上 0. 3 メートル未満のもの		4 3 0
	外径が 0. 3メートル以上 0. 4 メートル未満のもの		5 8 0
	外径が 0. 4メートル以上 0. 7 メートル未満のもの		1,000
	外径が 0. 7メートル以上 1メートル未満のもの		1, 400
	外径が1メートル以上のもの		2, 900
法第32条第1	1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メ	4, 800
法第32条第	地下街及「階数が1のもの	ートルにつき1年	A120.004

1項第5号に	び地下室			を乗じて得た額
掲げる施設		階数が2のもの		Aに0.006 を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007 を乗じて得た額
	上空に設け	ける通路		5, 100
	地下に設け	ける通路		3, 100
	その他のも	: : : : :		4,800
法第32条第 1項第6号に	祭礼、縁 けるもの	日等に際し、一時的に設	占用面積1平方メ ートルにつき1日	1 0 0
掲げる施設	その他のも	50	占用面積1平方メ ートルにつき1月	1,000
道路法施行令 (昭和27年	看板(アース・	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	1, 000
政令第479	るものを 除く。)	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	10,200
第7条第1号 に掲げる物件	標識		1本につき1年	3, 900
	旗 幕7号る施る除 第4げ用あを)	祭礼、縁日等に際し、 一時的に設けるもの	1本につき1日	1 0 0
		その他のもの	1本につき1月	1,000
		祭礼、縁日等に際し、 一時的に設けるもの	その面積1平方メ ートルにつき1日	1 0 0
		その他のもの	その面積1平方メ ートルにつき1月	1,000
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	10,200
		その他のもの		5, 100
令第7条第2号に掲げる太陽光発電設備及び風力 発電設備			占用面積1平方メ ートルにつき1年	4,800
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5 号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メ ートルにつき1月	1, 000
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7 号に掲げる施設			480	
令第7条第9 号に掲げる施 設	9 建築物施		占用面積1平方メ ートルにつき1年	Aに0.01を 乗じて得た額
収	その他のも	50		Aに0.007 を乗じて得た額
I			I	ı — — —

令第7条第1 0号に掲げる 施設及び自動 車駐車場	建築物	Aに0.022 を乗じて得た額
	到	その他のもの

別表備考第9号中「。以下同じ」を削り、「1平方メートル若しくは1メートル」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(占用料に関する経過措置)

- 2 令和6年度に限り、既占用工作物等(道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項第5号に掲げる施設のうち地下街及び地下室、道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場を除く。)についてのこの条例による改正後の川口市道路河川占用料条例(以下「新条例」という。)別表占用料の欄に定める金額は、当該既占用工作物等の種類に応じ、同欄に定める金額が、この条例による改正前の川口市道路河川占用料条例別表占用料の欄に定める金額に1.2を乗じて得た額を超えるときは、当該額(当該額が100円未満である場合に1円未満の端数があるとき、及び当該額が100円以上である場合に10円未満の端数があるとき、及び当該額が100円以上である場合に10円未満の端数があるときは、これらを切り捨てる。)とする。
- 3 令和6年度に限り、既占用工作物等(道路法施行令第7条第9号に掲げる施設 並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場に限る。)についての新条例 別表占用料の欄の規定の適用については、同欄中「0.007」とあるのは、「 0.0072」とする。
- 4 前2項に既定する既占用工作物等とは、次に掲げる占用に係る工作物、物件又は施設をいう。
 - (1) この条例の施行の際現に道路法第32条第1項若しくは第3項の許可若しく

は同法第35条に規定する同意若しくは電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の許可若しくは同法第21条に規定する協議の成立、河川法(昭和39年法律第167号)第100条第1項において準用する同法第24条の許可又は川口市法定外公共物管理条例(平成28年条例第34号)第4条第1項の許可(以下これらを「許可等」という。)によりしている道路、河川区域内の土地及び法定外公共物の敷地(以下「道路等」という。)の占用で当該許可等に係る占用の期間の初日がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前であるもの(当該許可等に係る占用の期間が1年以上のものに限る。)

(2) 施行日の前日を許可等に係る占用の期間の末日とする許可等(以下「前許可等」という。)に引き続く施行日を許可等に係る占用の期間の初日とする同様の許可等による道路等の占用(当該許可等に係る占用の期間及び前許可等に係る占用の期間の合計が1年以上となるものに限る。)

(延滞金に関する経過措置)

5 新条例第7条第3項の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適 用し、施行目前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

令和5年11月30日提出

議案第118号

川口市ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例の一部を改正する条例

川口市ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例(平成28年条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号中「(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第2項に規定する区分所有者を含む。)」及び「(以下「管理組合」という。)」を削り、「所有者若しくは管理組合」を「それらのもの」に改め、同項第6号ア及びイ中「土地所有者及び土地占有者」を「所有者及び占有者」に、「建物所有者及び建物占有者」を「建物の所有者及び占有者」に改める。

第5条中「当たり、」の次に「当該ワンルームマンション等における」を加える。 第6条中「当たり、」の次に「当該」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(宅配ボックスの設置)

第6条の2 建築主等は、ワンルームマンション等の建築に当たり、当該ワンルームマンション等の敷地内に、ワンルーム住戸の数に応じて必要な数の宅配ボックス(建築基準法施行令第2条第1項第4号へに規定する宅配ボックスをいう。以下同じ。)を設けなければならない。ただし、宅配トラック等(ワンルームマンション等の入居者に配達される物品を運送するトラックその他の自動車をいう。)の駐車又は停車による当該ワンルームマンション等の周辺の交通への支障を生ずるおそれが少ないと市長が認める場合は、この限りでない。

第9条第1項中「建築主等」を「ワンルームマンション等の建築主等」に改め、「における」の次に「当該」を加え、同条第2項中「建築主等」を「ワンルームマンション等の建築主等」に、「における」を「において当該」に改める。

第10条第1項中「措置及び」を「規定による措置及び設置並びに」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「、協議が終了した」を「、その」に改める。

第11条第1項中「措置」を「規定による措置及び設置」に改める。

第12条第1項中「建築主等は、」の次に「ワンルームマンション等の建築に当たり、当該ワンルームマンション等に係る」を加える。

第14条第1項中「書類」の次に「(以下「説明状況報告済証」という。)」を加え、同条第3項中「当該報告が済んだ旨を証する書類」を「説明状況報告済証」に改める。

第15条第1項中「標識が設置された」を「規定による標識の設置がされた」に 改め、同条第3項中「前条第1項の報告が済んだ旨を証する書類」を「説明状況報 告済証」に改める。

第16条第2項中「書類」を「規定による書類の交付」に、「前まで」を「時まで」に改める。

第17条中「第5条の」の次に「規定による」を加え、「駐輪施設の設置」を「 規定による駐輪施設の設置、第6条の2の規定による宅配ボックスの設置」に改め、 「第7条の」の次に「規定による」を加える。

第18条第1項中「速やかにその」を「速やかに当該報告に係る」に、「、その」を「、当該」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、「前又は」を「時又は」に、「前まで」を「時まで」に改める。

第19条中「の次」を「に係る次」に、「に変更があった」を「の変更(隣接住民等の生活環境及び住環境を害するおそれがないものとして規則で定める変更を除く。)をしようとする」に、「申請をする前までに」」を「申請」」に、「前までに、」を「時までに、」に、「第19条」を「第19条第1項」に、「報告をする前までに」を「報告」に改め、同条第2号中「措置」を「規定による措置及び設置」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号」に改め、同条に次の1項を加える。2 建築主等は、前項の規則で定める変更をしたときは、当該変更をした日から起算して7日(市の休日を除く。)以内に、規則で定める届出書により市長に届け

第19条の次に次の1条を加える。

出なければならない。

(建築期間における連絡先表示板の設置)

第19条の2 ワンルームマンション等の建築主等は、建築期間において、当該建築物の名称及び管理期間に所有者等となる者が決定している場合には、第23条第1項に規定する連絡先表示板(次項において「連絡先表示板」という。)を設置することができる。

2 建築主等は、前項の規定により連絡先表示板を設置したときは、当該連絡先表示板を設置した日から起算して7日(市の休日を除く。)以内に、規則で定める報告書により市長に報告しなければならない。

第20条中「建築主等」を「ワンルームマンション等の建築主等」に、「標識」 を「規定により設置した標識」に改める。

第21条第1項中「認められた」の次に「第5条から第7条までの規定による」 を加える。

第23条の見出し中「及び維持管理」を削り、同条第1項中「設置し、適切に維持管理しなければ」を「設置しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該ワンルームマンション等に第19条の2第1項の規定により連絡 先表示板が設置されているときは、この限りでない。

第23条第2項中「より、」を「より」に改め、同条第3項を削り、同条の次に 次の1条を加える。

(連絡先表示板の維持管理)

- 第23条の2 ワンルームマンション等の所有者等は、第19条の2第1項又は前 条第1項の規定により設置された連絡先表示板を適切に維持管理しなければなら ない。
- 2 ワンルームマンション等の所有者等は、連絡先表示板に記載された事項に変更 があったときは、その旨を、当該変更があった日から起算して7日(市の休日を 除く。)以内に、規則で定める報告書により市長に報告しなければならない。

第25条第1項中「廃棄物の保管方法」を「規定による措置」に、「駐輪施設」を「規定による駐輪施設の設置、第6条の2の規定による宅配ボックスの設置」に改め、「第7条の」の次に「規定による」を加え、「を変更しよう」を「の変更(隣接住民等の生活環境及び住環境を害するおそれがないものとして規則で定める変更を除く。)をしよう」に、「説明」を「規定による説明」に、「標識が設置された」を「規定による標識の設置がされた」に、「第25条第1項において準用する前条第1項の報告が済んだ旨を証する書類」を「説明状況報告済証」に、「、第20条」を「、第16条第2項中「法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請」とあるのは「第25条において準用する次条の規定による報告」と、

第20条」に、「標識を」を「規定により設置した標識を」に改め、同条に次の1項を加える。

3 ワンルームマンション等の所有者等は、第1項の規則で定める変更をしたときは、当該変更をした日から起算して7日(市の休日を除く。)以内に、規則で定める届出書により市長に届け出なければならない。

第26条第2項中「関する」を「記載された」に改める。

第29条を次のように改める。

(届出書等の閲覧)

第29条 市長は、第11条第2項(第19条第1項において準用する場合を含む。)、第13条第1項、第15条第3項及び第17条(これらの規定を第19条第1項又は第25条第1項において準用する場合を含む。)、第19条の2第2項、第23条第2項、第23条の2第2項並びに第26条第2項の報告書並びに第19条第2項、第20条(第25条第1項において準用する場合を含む。)及び第25条第3項の届出書の提出があったときは、当該報告書及び届出書を一般の閲覧に供するものとする。

第30条第1項中「駐輪施設の設置」の次に「、第6条の2の規定による宅配ボックスの設置」を、「並びに」の次に「第19条の2第1項、」を加える。

第31条第1項中「の規定による連絡先表示板を設置しない者」を「に規定する もの」に改める。

第32条第12項中「第26条第1項の」の次に「規定による」を加え、「を設置しない者」を「の設置をしないもの」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「第19条」を「第19条第1項」に、「者に」を「ものに」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「第19条」を「第19条第1項」に改め、「第21条第3項の」の次に「規定による」を加え、「者に」を「ものに」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「者に」を「ものに」に改め、同項を同条第10項とし、同条第9項中「者に」を「ものに」に改め、同項を同条第10項とし、同条第9項中「者に」を「ものに」に改め、同項を同条

9 市長は、第11条第2項(第19条第1項において準用する場合を含む。)、 第13条第1項、第15条第3項及び第17条(これらの規定を第19条第1項 又は第25条第1項において準用する場合を含む。)、第19条の2第2項、第 23条第2項、第23条の2第2項並びに第26条第2項の規定による報告並びに第19条第2項、第20条(第25条第1項において準用する場合を含む。) 及び第25条第3項の規定による届出をしないものに対し、期限を定めて当該報告又は届出をするよう勧告することができる。

第32条第8項を削り、同条第7項中「第19条」を「第19条第1項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第19条」を「第19条第1項」に、「者に」を「ものに」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「者に」を「ものに」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、第6条の2の規定による宅配ボックスの設置をしない者に対し、期限 を定めて宅配ボックスを設置するよう勧告することができる。

第33条中「者が」を「ものが」に改める。

第34条第1項中「者が」を「ものが」に改め、同条第3項中「により公表しよう」を「による公表をしよう」に、「公表しようとする者」を「公表に係るもの」に、「者が」を「ものが」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の川口市ワンルームマンション 等の建築及び管理に関する条例第10条第1項の規定による協議を開始したワン ルームマンション等については、この条例による改正後の川口市ワンルームマン ション等の建築及び管理に関する条例第6条の2の規定は、適用しない。

令和5年11月30日提出

議案第119号

工事委託契約の締結について

次のとおり工事委託契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び 財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

1 委 託 名 東北本線蕨・南浦和間芝陸橋改修工事委託 (第2期)

2 履 行 場 所 川口市芝塚原1丁目地内

3 契約の方法 随意契約

4 契約金額 455,533,669円

5 契約の相手方 埼玉県さいたま市大宮区錦町434番地4

東日本旅客鉄道株式会社

執行役員大宮支社長 森 明

令和5年11月30日提出

議案第120号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び 財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

1 工 事 名 仮称西川口・横曽根公民館・横曽根図書館改築工事のうち電 気工事

2 工事場所 川口市西川口5丁目2番1号

3 契約の方法 一般競争入札

4 契約金額 369,784,800円

5 契約の相手方 埼玉県川口市芝下2丁目17番11号

高山電設工業株式会社

代表取締役 阿 部 憲 夫

令和5年11月30日提出

議案第121号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び 財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

1 工 事 名 仮称西川口・横曽根公民館・横曽根図書館改築工事のうち設 備工事

2 工事場所 川口市西川口5丁目2番1号

3 契約の方法 一般競争入札

4 契約金額 503,800,000円

5 契約の相手方 埼玉県川口市上青木4丁目16番38号 アペック・安藤特定建設工事共同企業体

> 埼玉県川口市上青木4丁目16番38号 株式会社アペックエンジニアリング川口営業所 営業所長 梅 田 誠 明

埼玉県川口市芝4丁目12番11号 株式会社安藤設備工業 代表取締役 安 藤 哲 也

上記代表者 株式会社アペックエンジニアリング川口営業所 営業所長 梅 田 誠 明

令和5年11月30日提出

議案第122号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び 財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

1 工 事 名 北スポーツセンター及び神根西公民館ほか解体工事

2 工事場所 川口市大字道合390番地

3 契約の方法 一般競争入札

4 契約金額 727,526,800円

5 契約の相手方 埼玉県川口市弥平3丁目7番17号

株式会社内山商事

代表取締役 中 林 和 彦

令和5年11月30日提出

議案第123号

財産の交換について

次のとおり財産を交換するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96 条第1項第6号の規定により議決を求める。

記

- 1 交換に供する財産
 - (1)財産の種別 土地
 - (2)所在地川口市芝樋ノ爪1丁目947番2
 - (3)面積 319.80平方メートル
 - (4) 価 額 102, 336, 000円
- 2 交換により取得する財産
 - (1) 財産の種別 土地
 - (2)所在地川口市芝4丁目2565番1の一部
 - (3) 面 積 50.36平方メートル
 - (4) 価額 16,064,840円
- 3 交換の相手方

川口市在住 男 性 68歳

4 交換差額の補足

相手方は、市に対し、交換差額金86,271,160円を支払うものとする。

5 交換理由

芝地区住宅市街地総合整備事業において、交換により取得する財産は道路拡幅 予定地であり、交換に供する財産と交換することで事業の推進を図るため。

令和5年11月30日提出

議案第124号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

1 財産の種別 GIGAスクール端末

2 納入場所 川口市本町2丁目4番6号ほか79校

3 納 入 者 埼玉県川口市前川2丁目32番2号

株式会社スリーウエイ

代表取締役 榊 尚 寛

4 数 量 10,000台

5 取得価格 568,425,000円

令和5年11月30日提出

議案第125号

訴えの提起について

福祉資金貸付金の回収金に伴う支払督促の申立てに係り、債務者から異議の申立 てがなされた場合、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第395条の規定によ り、支払督促の申立ての時に川口簡易裁判所への訴えの提起があったものとみなさ れるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定 により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市大字辻746番8号

飯 村 三 男

飯 村 メリリー

2 事件の内容

上記の者は、連帯保証人又は併存的債務引受契約者として、福祉資金貸付金の 滞納について電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、債務者 に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言の申立 てを行うものである。

その際、上記の者が支払督促又は仮執行宣言付支払督促を受領後、異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法第395条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが川口簡易裁判所への訴えに移行するため、予め地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し福祉資金貸付金の回収金及びこれに係る遅延損害金の支払いを 求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から福祉資金貸付金の回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、 その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

議案第126号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に伴う支払督促の申立てに係り、債務者から異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第395条の規定により、支払督促の申立ての時にさいたま簡易裁判所への訴えの提起があったものとみなされるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

蕨市北町2丁目9番10号

ネクスト コンフォート501号

岩 田 晃

2 事件の内容

上記の者は、進学に当たって借り入れた奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言の申立てを行うものである。

その際、上記の者が支払督促又は仮執行宣言付支払督促を受領後、異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法第395条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てがさいたま簡易裁判所への訴えに移行するため、予め地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

議案第127号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に伴う支払督促の申立てに係り、債務者から異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第395条の規定により、支払督促の申立ての時に川口簡易裁判所への訴えの提起があったものとみなされるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市東領家5丁目18番17号

エトワール102

住 永 菜 摘

2 事件の内容

上記の者は、進学に当たって借り入れた奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言の申立てを行うものである。

その際、上記の者が支払督促又は仮執行宣言付支払督促を受領後、異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法第395条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが川口簡易裁判所への訴えに移行するため、予め地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

議案第128号

訴えの提起について

放課後児童クラブ利用料、学校給食費及び児童扶養手当返還金に伴う支払督促の申立てに係り、債務者から異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第395条の規定により、支払督促の申立ての時に川口簡易裁判所への訴えの提起があったものとみなされるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市新井町9番22-302号

サンハイツ川口

高木 ホセフィナ

2 事件の内容

上記の者は、扶養する子が学校在学中に利用した放課後児童クラブ利用料及び 学校給食費並びに過誤納により発生した児童扶養手当返還金の滞納について、電 話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、債務者に対し当該債権 等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言の申立てを行うもので ある。

その際、上記の者が支払督促又は仮執行宣言付支払督促を受領後、異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法第395条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが川口簡易裁判所への訴えに移行するため、予め地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し放課後児童クラブ利用料及び学校給食費並びにこれに係る遅延 損害金並びに児童扶養手当返還金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

(1) 上記の者から放課後児童クラブ利用料、学校給食費及び児童扶養手当返還金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解する

ものとする。

(2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。 令和5年11月30日提出

議案第129号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に伴う支払督促の申立てに係り、債務者から異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第395条の規定により、支払督促の申立ての時に東京簡易裁判所への訴えの提起があったものとみなされるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

東京都新宿区左門町12番1号

フレンシア四谷左門町801

塚 田 愛 理

2 事件の内容

上記の者は、進学に当たって借り入れた奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言の申立てを行うものである。

その際、上記の者が支払督促又は仮執行宣言付支払督促を受領後、異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法第395条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが東京簡易裁判所への訴えに移行するため、予め地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

議案第130号

訴えの提起について

学校給食費に伴う支払督促の申立てに係り、債務者から異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第395条の規定により、支払督促の申立ての時に所沢簡易裁判所への訴えの提起があったものとみなされるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

狭山市大字北入曽794番地4

富岡恵理

富岡寿人

2 事件の内容

上記の者は、扶養する子が学校在学中に利用した学校給食費の滞納について、 電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、債務者に対し当該債 権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言の申立てを行うもの である。

その際、上記の者が支払督促又は仮執行宣言付支払督促を受領後、異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法第395条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが所沢簡易裁判所への訴えに移行するため、予め地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し学校給食費及びこれに係る遅延損害金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から学校給食費を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。 令和5年11月30日提出

議案第131号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 川口市老人福祉センター仲町たたら荘
- 2 指定管理者となる団体の名称 川口市大字赤井1055番地 社会福祉法人川口市社会福祉事業団 理事長 清 水 竹 敏
- 3 指定の期間令和6年4月1日から令和11年3月31日まで令和5年11月30日提出

議案第132号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 川口市立映像・情報メディアセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称 川口市上青木3丁目12番63号 株式会社デジタルSKIPステーション 代表取締役社長 奥 野 立
- 3 指定の期間令和6年4月1日から令和11年3月31日まで令和5年11月30日提出

議案第133号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 川口市立体育武道センター 川口市青木町公園総合運動場
- 2 指定管理者となる団体の名称 川口市西青木4丁目8番1号 公益財団法人川口市スポーツ協会 代表理事会長 安 達 善 一
- 3 指定の期間令和6年4月1日から令和11年3月31日まで令和5年11月30日提出

議案第134号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

三ツ和公園

戸塚南公園

安行公園

戸塚東公園

安行出羽公園

安行中道北公園

安行出羽緑道

戸塚榎戸公園

安行出羽ポケットパーク

差間箕輪前公園

戸塚佐藤第2公園

安行出羽北公園

差間中公園

戸塚はさみ第2公園

安行原自然の森

前野宿川公園

沼田公園

2 指定管理者となる団体の名称

川口市大字安行領家844番地の2 川口緑化センター内

一般社団法人川口市造園業協会

代表理事会長 寺 山 樹 生

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第135号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称 赤山歴史自然公園
- 2 指定管理者となる団体の名称 川口市戸塚南2丁目1番40号 株式会社テラヤマ 代表取締役 寺 山 樹 生
- 3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで 令和5年11月30日提出

議案第136号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により議決を求める。

記

路線	名	起	点	終	点	な 也	幅 員 (m)	延 長 (m)
神 第213-2 -	根線	大字木曽呂字土手下10	02番2地先	大字木曽呂字土手	下1100番5地先		2.7 ~ 3.8	519.8

令和5年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫



議案第137号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により議決を求める。

記

路線	名	起	点	終	点	重要な経過地	幅 員 (m)	延 長 (m)
神 第784	根号線	大字木曽呂字表312番15地先		大字木曽呂字表315番7地先			5. 0	80.6

令和5年11月30日提出



議案第138号

市道路線の認定について

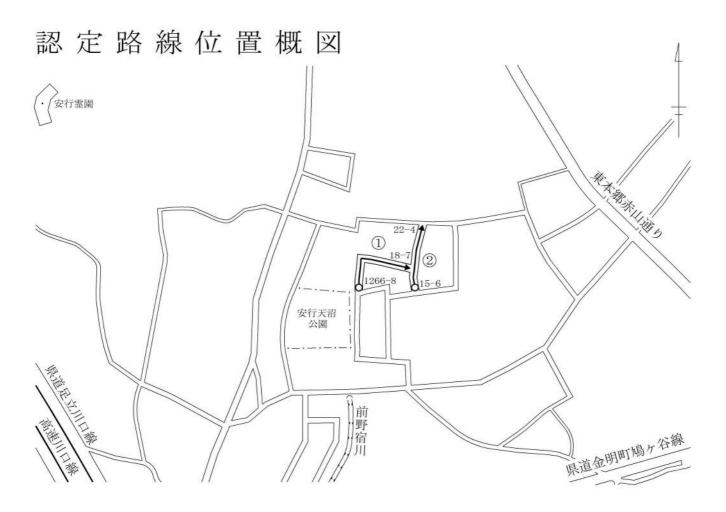
次の市道路線を認定するため、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により議決を求める。

記

路線名	起	点	終	点	要な過地	幅 員 (m)	延 長 (m)	
安 行 第175-3号線	大字安行吉岡字天沼	1266番8地先	大字安行領家字	Z前18番 7 地先		4. 5	92. 7	1
安 行 第175-4号線	大字安行領家字真	前15番6地先	大字安行領家字	学前22番4地先		4. 5	61. 5	2

令和5年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫



議案第139号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により議決を求める。

記

路線名	起点	終点	重要な経過地	幅 員 (m)	延 長 (m)
安 行 第189-1號	大字安行吉岡字大原1352番3地先	大字安行吉岡字大原1352番32地先		6. 0	162. 9

令和5年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫



議案第140号

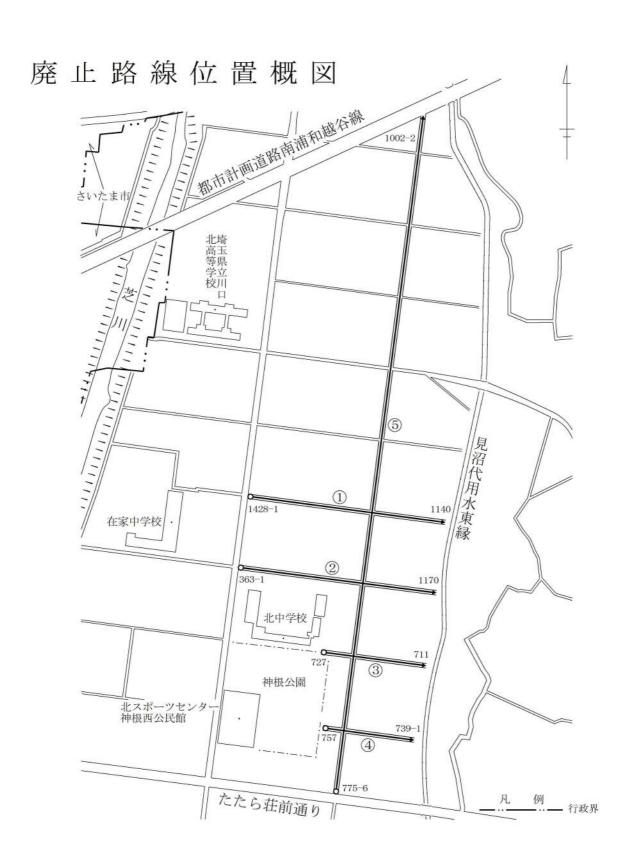
市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止するため、道路法(昭和27年法律第180号)第10条第 3項の規定により議決を求める。

記

路線名	起	点終	点		要な過地	幅 員 (m)	延 長 (m)	
神根	大字木曽呂字弥右工門提下1428	潘1地先 大字木曽呂字	土手下1140番地先			3. 0	314. 5	1
第209号線								
神根	大字道合字木曽呂下363番	· 1	土手下1170番地先			4. 9 ~	312. 2	2
第210号線	八丁旭日丁小自日 303年 	11地儿 八丁小百口丁	八丁小百口丁工丁 1110 個地儿			5.0	012.2	
神根	大字神戸字西谷727	釆 地 生 十 字 妯 百 字	西谷711番地先			3. 0	184. 1	3
第211号線		田地儿 八丁叶/丁	八丁[[[]] 丁酉旬【11番地儿		0.0		104.1	
神根	大字神戸字西谷757	妥 地 比	正公790乗1 地上			2.0	150.0	
第212号線	八十种尺十四分(3)(- 	留地尤 八十仲尸十	大字神戸字西谷739番1地先			3. 0	150.8	4
神根	十字 地 百字 亜 公 フフ こ 乗	6 批 出	L手下1000乗0Ψ件			2. 7	1000 7	6
第213号線	大字神戸字西谷775番	O 地 尤 人于不皆百子:	大字木曽呂字土手下1002番2地先				1088. 7	5

令和5年11月30日提出



議案第141号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により意見を求める。

記

江 連 光 惠 昭和25年9月25日生 川口市本町2丁目4番37号 令和5年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名 江 連 光 惠

生年月日 昭和25年9月25日

現住所 川口市本町2丁目4番37号

昭和54年11月 錫杖寺寺務員

平成10年12月 民生委員・児童委員

議案第142号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により意見を求める。

記

木 田 一 彦 昭和31年9月11日生 川口市戸塚東1丁目27番14号 令和5年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名 木田一彦

生年月日 昭和31年9月11日

現 住 所 川口市戸塚東1丁目27番14号

平成19年 4月 埼玉県立志木高等学校教頭

平成24年 4月 川口市立川口高等学校校長

平成27年 4月 埼玉県立草加高等学校校長

平成29年12月 保護司

令和 2年 4月 川口市立川口高等学校政策アドバイザー

令和 3年 4月 東京国際大學人間社会学部非常勤講師

議案第143号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により意見を求める。

記

寺 田 美津司 昭和37年6月25日生 川口市三ツ和2丁目13番地の2 8

令和5年11月30日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名 寺田美津司

生年月日 昭和37年6月25日

現 住 所 川口市三ツ和2丁目13番地の28

平成25年 4月 埼玉県社会保険労務士会川口支部支部長

埼玉県社会保険労務士会常任理事

平成25年10月 川口市指定管理者候補者選定及び評価会議委員

平成28年 6月 埼玉南社会保険労務士法人代表社員

令和 3年 4月 埼玉県社会保険労務士政治連盟副会長